

(別紙)

宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案についての
意見・情報の募集の結果について

※計12の個人・団体より38件のご意見をいただきました。

※ご意見のうち標記の内容と直接の関係がないため掲載しなかったご意見につきましても、今後の施策の推進に当たって、参考とさせていただきます。

※とりまとめの都合上、内容を適宜要約しています。

| 番号 | ご意見の概要 | ご意見に対する考え方 |
|----|---|--|
| 1 | 届出又は許可不要の工事に「土地改良区事業」は該当するのでしょうか。 | 土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業等の取扱いについては、主務省令において検討してまいります。 |
| 2 | 届出又は許可不要の工事において、本体工事（目的物）を構築するために発生した「残土」を処理する場合も許可不要となるのでしょうか。 | 許可不要工事の内容については、引き続き検討してまいります。 |
| 3 | 所有者への責任が恒久的に続くのであれば、登記簿に何らかの記載をすべきではないでしょうか。 | ご意見ありがとうございます。今後の施策の推進にあたっての参考とさせていただきます。 |
| 4 | 2.（1）③ v の場合の盛土又は切土は何cm以上のことなのか示していただきたい。 | 盛土又は切土の高さに関する規模要件は、2.（1）③ i ～ iv に示したとおりであり、v は面積要件について示すものであるため、「何cm以上」等高さの要件は示しておりません。 |
| 5 | 2.（1）④ ii の場合も盛土又は切土は何cm以上のことなのか示していただきたい。 | 堆積する土石の高さに関する規模要件は、2.（1）④ i に示したとおりであり、ii は面積要件について示すものであるため、「何cm以上」等高さの要件は示しておりません。 |

| | | |
|---|--|---|
| 6 | <p>2.(1)⑪ivの場合、2.(1)⑪iとの違いを示していただきたい。崖を生じない盛土の定義を示していただきたい。</p> | <p>2.(1)⑪iは、盛土であって、1mを超える崖を生じるものを規制対象とするのに対し、2.(1)⑪ivは、崖を生じない盛土そのものの高さを規制対象とするものです。</p> <p>また、崖の定義については、現行の宅地造成等規制法施行令(昭和37年政令第16号)において、「地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で硬岩盤(風化の著しいものを除く。)以外のもの」と規定されております。「崖を生じない盛土」については、上記定義に当てはまる崖を生じない盛土を指すこととなります。</p> |
| 7 | <p>2.(1)⑪vの場合の盛土又は切土は何cm以上が該当するのかわ示していただきたい。1cmでも盛土、切土となるのですか。</p> | <p>盛土又は切土の高さに関する規模要件は、2.(1)⑪i～ivに示したとおりであり、vは面積要件について示すものであるため、「何cm以上」等高さの要件は示しておりません。</p> |
| 8 | <p>2.(1)⑪の中間検査を設けるのは良いが施工者側ではなく建築士法での資格がある工事監理者を創設し、そのものが監理を行うことにより工事の品質の維持及び責任を申請者側に持たせるようにすべきである。建築確認の完了検査での「第四面」のような工事監理報告書も創設し、民間確認機関でも検査ができるようにし、幅広くチェックできる体制を整えるべきである。</p> | <p>ご意見ありがとうございます。今般の宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)による改正後の宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号。以下「盛土規制法」という。)では、行政による中間・完了検査等により適正な工事であることの確認を行うこととしておりますが、今後の施策の推進にあたっての参考とさせていただきます。</p> |
| 9 | <p>2.(1)⑤について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 【公共事業】は公的な機関がそれぞれの基準に基づき工事を監理しながら実施するため、民間が実施するのとは異なり、適正な盛土等の管理ができると思料されることから、規制対象外とすべきと考える。 ・ 規制の対象となる場合、施工者は工事の契約後に土砂の仮 | <p>現行の宅地造成等規制法(以下「宅造法」という。)において、国又は都道府県、指定都市若しくは中核市が規制区域内において行う宅地造成等の工事は、都道府県知事等との協議が成立することをもって許可があったものとみなすこととされており、これは、盛土規制法においても同様です。</p> |

| | | |
|----|--|--|
| | <p>置き場所や形態の検討を行い、計画決定後に許可申請、許可後に工事着手となるため、数カ月の遅れが生じ、工事の進捗に大きな影響がでることが懸念される。</p> | <p>なお、道路、公園、河川等公共の用に供する施設の用に供されている土地については、盛土規制法の規制の対象から除くこととしております。</p> |
| 10 | <p>2. (1) ⑧ i・iiについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 透水層や地下排水施設の設置にあたっては、地形条件や盛土高さ等の基準を設けた方がいいのではないかと考える。 ・ 斜面部や高盛土であれば有効な対策であると思うが、例えば農地等の平地部でかつ高さが2m程度の盛土においては、透水層や地下排水施設の設置までは不要と思われる。 ・ 対策が必要となる現場条件等を整理していただけるとありがたい。 | <p>ご意見ありがとうございます。排水施設の設置が必要となる現場条件等については、運用において示す予定です。その他いただいたご意見は、今後の施策の推進に当たっての参考とさせていただきます。</p> |
| 11 | <p>盛土と切土の定義が曖昧に感じます。定義をお示してください。また、高台において、掘削して軟弱な土を埋戻しする行為や、その当該土地の現状地盤から下に埋め立てたら、盛土にも切土にも該当しませんので、法の対象外となります。</p> <p>海拔m以上における造成時の掘削・埋立・埋戻しも規制対象に追加すべきです。</p> | <p>盛土又は切土とは、それぞれ宅地造成又は特定盛土等である盛土又は切土を指し、宅造法の定義と同様のものを盛土又は切土と規定しております。</p> |
| 12 | <p>対策についての規定が曖昧に感じます。数値基準をお示してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 盛土及び埋戻し材の品質 (C、Φ、q_u、q_c、透水係数、土壌環境基準など) ・ 建設発生土を再生する「改良土」に関しては、全国統一の仕様と規格を策定の上、積極的に活用できるように、管理された推奨資材としての記述を追加願います。 ・ 開発行為における造成の規定にも前述の2項を追加願います。 | <p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>盛土及び埋め戻し材は、現場条件に応じた多様な品質のものが用いられることを想定し、品質について明確な基準を示すことは想定しておりませんが、不適切な材料が盛土等に用いられることがないように、ご意見を踏まえ適切に運用してまいります。</p> |

| | | |
|----|--|---|
| 13 | <p>申請手続きをもって、適正な措置を講じる場合には、工事期間中に限定した許可とすべきです。</p> <p>工事が完了してもいつか流用するという名目で、遊休地に積み置きされた建設発生土が多々ありますので、民間のストックヤードに委託して、持ち込みし管理してもらい、再利用する一連の流れを構築すべきだと思います。</p> | <p>ご意見ありがとうございます。今般の盛土規制法では、建設発生土の一時堆積場所をいわゆるストックヤードに限定するものではありませんが、今後の施策の推進にあたっての参考とさせていただきます。</p> |
| 14 | <p>製造業に値する施設ですので、原料や製品としてのストックが、積み置きの高さを超えるというだけで規制に当てはめるのは矛盾がありますし、リサイクルの流れに支障をきたしかねません。ストックヤードの規定、改良土センターの規定を別途策定して、その基準を満たす場合は〇mまで積み上げ可能という風にして、届け出行為を除外すべきです。</p> | <p>許可不要工事の内容については、引き続き検討してまいります。</p> |
| 15 | <p>山砂や原石を採掘した箇所に、泥土や建設発生土を埋め立てる事例もありますが、これも同様に規制すべきだと思います。</p> <p>軟弱な土を埋戻しする行為や、その当該土地の現状地盤から下に埋め立てたら、盛土にも切土にも該当しませんので、法の対象外となります。</p> <p>山砂や原石を採掘した箇所における埋立・埋戻しも規制対象に追加すべきです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 埋戻し材の品質（C、Φ、q_u、q_c、透水係数、土壌環境基準など） ・ 建設発生土を再生する「改良土」に関しては、全国統一の仕様と規格を策定の上、積極的に活用できるように、管理された推奨資材としての記述を追加願います。 | <p>ご意見ありがとうございます。今後の施策の推進にあたっての参考とさせていただきます。</p> |
| 16 | <p>(A) RC-40を使用して埋戻しするケース (B) 土砂とRC-40を混合して埋戻し・埋立や盛土するケース 上記のように、路盤材以外の用途でRC-40が用いられているケ</p> | <p>盛土材や埋戻し・埋立材による環境汚染防止については、運用において示す予定です。</p> |

| | | |
|----|--|---|
| | <p>ースがあります。</p> <p>ただし、RC-40から六価クロムが溶出される事例があり、接している土壌表面を汚染させるリスクがあります。</p> <p>物理特性だけで評価するとRC-40も盛土材に適合しますので、RC-40は盛土材や埋戻し・埋立柱材としての使用を禁ずるという位置づけも本件に関連付けていただき、開発行為も含めて盛土材や埋戻し・埋立柱材としては使用しないように明確に規制すべきです。</p> | |
| 17 | <p>(意見)</p> <p>盛土規制法において規制される盛土については政令で定めることとされているが、「容器による盛土」についても規制対象である旨、政令で名言いただきたい。</p> <p>また、安全を特定盛土等規制区域における届出行為（許可要件未済行為）についても現在、示されている技術基準が適用されるものとしていただきたい。</p> <p>(意見の趣旨)</p> <p>残土処分の実態として、フレコンバッグ（強度がない素材を用いたもの）に詰めている土砂の投機も多くみられる。多くは時間経過と共に容器が風化することで、内部土砂が流出して、結果的に容器を用いていない盛土行為と同一の状況に陥る。</p> <p>新法の制度上は不適格な盛土については事後指導することが可能と思われるが、行為段階で取り締まるべきであり、そういった行為についても許認可対象に含められたい。</p> <p>また、例外なく盛土による安全性を確保するため、届出又は許可の区分に関わらず、同一の技術基準を適用すべき。</p> | <p>ご指摘のような「容器による盛土」の取扱いについては、運用において示す予定です。</p> <p>また、特定盛土等規制区域における届出行為（許可要件未済行為）について、適切な工事が行われるよう勧告を行うことなどにより、適切に対応してまいります。</p> |

| | | |
|----|--|--|
| 18 | <p>2. (1) ⑤について、採石法等に係る盛土等において、盛土規制法と同等な安全性を担保できないおそれもあるため、適用除外の規定から除くべきである。</p> | <p>2. (1) ⑤に掲げる工事については、当該工事の実施について、個別法上、許認可制等で担保されているとともに、当該工事の実施に当たって従うべき一定の基準や行為制限が設けられていることから適用除外の対象としているところです。</p> |
| 19 | <p>自治体に対して大幅に権限が強化される改正法は、対応スピード等においても社会的には必要であると思いますので良いと思います。しかしながら、法改正により求められる都道府県知事の対応をはじめ、各自治体のマンパワーが充実しているのかのは疑問であり、即座に対応できるかを含め、法改正までに各自治体の人材育成や補充などの対策と準備に対するケア状態が心配です。国や政府が自治体の体制整備や取組み状況を把握し、情報提供や助言を行う等の連携が必要不可欠であると思います。個人による不動産購入は人生において一度きりの大きな買い物でもあり、その機会を守るために回避できるリスクは可能な限り除外できるようにしていただきたいとともに、そのシワ寄せがどこかに偏らないように皆が幸せになれるカタチで実現することを望みます。</p> | <p>ご意見ありがとうございます。今後の施策の推進にあたっての参考とさせていただきます。</p> |
| 20 | <p>9月29日に実施頂いた住宅生産団体連合会向けの事前説明会において、一時堆積についても規制対象と伺っていましたが、改正の概要や関連資料には示されていません。一時堆積については規制対象から外したと理解して宜しいでしょうか。</p> | <p>一時堆積についても、条文上「土石の堆積」として、規制の対象としております。</p> |
| 21 | <p>先行して盛土規制法対応の準備している自治体のため、今回の政令案と国土交通省のホームページに掲載されている「宅地防災：宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に向けた準備（基本方針等の案の公表）」との差分を明確にするべきである。</p> | <p>お示しのホームページ上の資料（別紙6：技術的基準（政令事項等）の案）と、改正後の宅地造成等規制法施行令（以下「盛土規制法施行令」という。）について、内容的な差分はございません。盛土規制法施行令の内容については、地方公共団体に対しても丁寧に説明してまい</p> |

| | | |
|----|---|---|
| | | ります。 |
| 22 | 第3回盛土等防災対策検討会議事概要にある”技術的助言等”はマニュアルのように法的拘束力のない文書であるか分かりづらい。法的拘束力があるなら政令にきちんと記載するべきである(参照：第3回盛土等防災対策検討会 議事概要) | 「技術的助言等」の内容は、盛土規制法の目的の達成のため、法令の規定と併せ、地方公共団体の個別の事情に応じて運用していくものであるため、本政令案で一律に規定することにはしていません。 |
| 23 | 2.(1)②について、「漁港施設」等とあるが、監督行政である自治体が明確に判断できるようにするため、”等”と省略せずに全て明記するべきである。 | 盛土規制法施行令においては、公共施設として漁港施設以外の各施設についても明示的に規定しております。 |
| 24 | 2.(1)④について、”土石”の定義を明示するべきである。 | 「土石」の定義については、今後お示ししてまいります。 |
| 25 | 2.(1)④について、土石の一時堆積として許可を受けていた盛土が、恒久的な盛土となるような事案が起こりうる。法第2条第4号「四 土石の堆積 宅地又は農地等において行う土石の堆積で政令で定めるもの(一定期間の経過後に当該土石を除却するものに限る。)をいう。」とあるが、”一定期間”も定義するべきである。(参照：第2回盛土等防災対策検討会 議事概要P.3) | 土石の一時堆積の期間については、運用において示す予定です。 |
| 26 | 2.(1)⑤について、恣意的に認められているという誤解を避けるため、許可が不要となる「宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる」判断基準を明示するべきである。判断基準が無いと、「v i～ivに掲げる工事と同等以上に宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事として主務省令で定めるもの」にある”同等”の意味が通じなくなる。 | 2.(1)⑤に掲げる工事については、当該工事の実施について、個別法上、許認可制等で担保されているとともに、当該工事の実施に当たって従うべき一定の基準や行為制限が設けられていることから適用除外の対象としているところです。 |
| 27 | 2.(1)⑦について、「崖面崩壊防止施設」の技術的基準は許可申請を受けた自治体が判断できる程度の詳細を定めるべきである。 | 「崖面崩壊防止施設」の技術的基準の考え方については、運用において示す予定です。 |

| | | |
|----|---|--|
| 28 | <p>2. (1) ⑧について、施工中において盛土する範囲が許可範囲内であることを明確にするため、空中撮影などで識別可能な柵またはそれに類するものを規定するべきである。</p> | <p>柵については、災害防止の観点から土石の堆積周辺への立ち入りを防止するために設置することとしているため、原文のままとさせていただきます。</p> |
| 29 | <p>2. (1) ⑧ i について、「地盤について講ずる措置」について、地表水「等」の中に地下水が含まれていることが明確に判らないので、「等」で省略せずに地下水を明記するべきである。(参照：第3回盛土等防災対策検討会 議事概要P.4)</p> | <p>地表水等の定義については、盛土規制法施行令において、「雨水その他の地表水又は地下水」と明示的に規定しております。</p> |
| 30 | <p>2. (1) ⑧ iii について、第208回国会 衆議院 国土交通委員会 (令和4年4月6日) の以下に示す大臣答弁にあるように、盛土や地盤が液状化することを前提にした基準とするべきである</p> <p>○後藤(祐)委員 もう一声ないですかね。盛土や地盤が液状化することを前提にした基準を作りますと答弁できないですかね、大臣。</p> <p>○斉藤国土大臣 今、その地山の表面の液状化等については、まさにおっしゃるとおりだと思います。そういうものを盛り込んだ基準にしたいと思います。</p> | <p>液状化を防止する観点からも、排水施設に関する基準を規定したところです。加えて、液状化を防止するために必要な事項について、運用において示すこととしており、引き続き内容を検討してまいります。</p> |
| 31 | <p>2. (1) ⑧ iii について、「排水施設について講ずる措置」について、「過剰間隙水圧を発生させないような排水施設とすること」を示すべきである。「地下水を排除する」という記載は、一般に過剰間隙水圧を発生させないような機能を包含した表現と解釈できない。(参照：第3回盛土等防災対策検討会 議事概要P.4)</p> | <p>排水施設について講ずる措置の内容については、運用において示す予定です。</p> |
| 32 | <p>2. (1) ⑧ iii について、「排水施設について講ずる措置」について、完了検査や既存盛土の調査、土地の所有者等が適切に維持管理を行うことを可能とするため、また国土交通省が推進する「国土交通省インフラ長寿命化」を実現させるため、暗渠流末からの点検・メンテナンス等が可能な施設(観測井を含む)とすることを明記するべきである。(参照：第2回盛土等防災対策検討</p> | <p>ご意見ありがとうございます。今後の施策の推進にあたっての参考とさせていただきます。</p> |

| | | |
|----|---|--|
| | 会 議事概要P. 4、第 3 回盛土等防災対策検討会 資料2-3 P. 10「排水施設の維持管理について」) | |
| 33 | 2. (1) ⑩ i について、土石を堆積する地盤の勾配について、「最大勾配」での規制とすることを明記するべきである（参照：第 3 回盛土等防災対策検討会 議事概要P. 4） | 土石を堆積する地盤の勾配については「最大勾配」での規制であり、許可時点で技術的基準への適合を求めることなどにより、適切に対応してまいります。 |
| 34 | パブリックコメントが令和 4 年 12 月 9 日までであるにもかかわらず、公布が令和 4 年 12 月中旬であるということは、パブリックコメントを最終的な決定を行う際の参考とする時間が殆ど無い。最低でも 1 か月程度確保して、寄せられた意見を真摯に吟味していただきたい。 | 意見募集手続に則り、適切に対応してまいります。 |
| 35 | <p>「盛土規制法」は、令和 3 年 7 月の静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、土石流が発生し、甚大な人的・物的被害を契機とし、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する法制度と理解しています。</p> <p>本県業界では、採石法、砂利採取法の認可区域内で行う盛土等について、県知事等から適切な指導を受けながら、当該法令で規定された基準を遵守し、災害の発生に努めているところであり、政令案で、これらの法令関連の工事が規制の適用除外とされたことについて、二重規制の排除という観点から賛意を表すものです。</p> <p>また、新潟県は、国の盛土規制に関する法整備に先んじ、「新潟県盛土等の規制に関する条例」を制定、施行し、その中で「法令又は他の条例の規定に基づく行政庁の許可、認可その他の処分による盛土等であって規則で定めるもの」を許可制の対象から除く、所謂『例外規定』を設けています。</p> <p>本県の場合、「宅造法」の指定がなされておらず、「調査」段階からのスタートであることから、改正法の実質発効までの規制</p> | <p>賛成のご意見ありがとうございます。</p> <p>条例の関係については、都道府県において適切に対応するものと認識しております。</p> |

| | | |
|----|---|--|
| | <p>は、県条例に基づいて行われることとなりますが、盛土規制に関する『合理性・一貫性・連続性』が保たれることとなり、この視点からも、政令案に賛意を表するものです。</p> <p>一方、今後、県条例については、法律との二重規制にならないよう必要な調整が行われると思われませんが、県条例に基づき既に申請したものについても、改正法実質発効後の許可申請手続きが簡素化されるようご検討願います。</p> | |
| 36 | <p>法案自体は、民法の構成法理や、既に確立された” Polluters Pay Principle (汚染者負担の原則: EXXONバルディーズ号原油流出事件契機)”” Products Liability” といった「報償性の法理(儲けた人が払う)」という民主主義・フリーエンタープライズ諸国の法のハーモナイゼーションから離れ、「危険責任の法理(危険を支配している人が払う)」(明記されていないが、それ以外の考え方ではアプローチがとれない)を採用したことで、とりわけ森林という土地の所有者の現状を鑑みるに、非常に破壊的なものがあった；</p> <p>① 法律上「森林は危険である」という構成となったので、「投資家の無限責任排除」を基本原理とする投資対象資産ではない、という定義をしましたね、ということである。もともと、管理価格設定により森林評価額からトランザクションコスト差し引き後の実現益が出るケースの方が少ない、「期待リターンがマイナス」となりがちな資産の上に、「無限責任を負うリスクがある」資産では、素直に考えて、買いたい投資家(所有者)は、いない。つまり、益々森林への資金流入(～自然の循環)、を排除し、国土の破壊を推し進めるものである。</p> <p>② 土地所有者が、無過失責任でも原因行為者(盛土業者)と責任が並列である、なぜなら危険(森林)を支配しており、資力・</p> | <p>ご意見ありがとうございます。今後の施策の推進にあたっての参考とさせていただきます。</p> |

財力において、原因行為者に勝る、という前提だという説明があったが、中山間地に住む基礎年金だけの受給者である後期高齢者の寡婦、障害者、等が、①で述べた資産（不採算）流動化を行っても、仮に中小企業とはいえ法人の資力・財力に勝るとは思えない。少なくとも、弊方の森林経営計画（区域計画）に加盟している林家の実態には、そういうものは無い。そういう方々が、どうやって資金を捻出するのか、教えて頂きたい。管理価格体系運用をしている国産材の材価が、ピーク時並みに4倍程度になれば、話は別、だが。現在は、当時と異なり、1戸建て住宅に占める木材使用比率は1割程度まで低下しているので、住宅価格全体への寄与率は、大きくない（吸収可能）なはずである。

こうした点からは、この法案自体は、森林は持っていられるようなリスクアセットか危ぶまれ、合意形成による一次産業運用をしてきたほぼ林業というインダストリの活動はできなくなり、同様に林道敷設やその維持管理、という自治体林務（工作物責任をとらず、維持管理をネグレクト：分筆登記もしない）には一切協力出来ないので、つれてこうした自治事務も、消滅する原因を内包していた（る）。

それでは、実体経済・金融側としては、（この脱炭素時代というのに、突如出現した、「時節に逆行した内容の法」という障壁に対して）どうやって森林経営・林業活動を存続するか、だが、この法案における「危険」を、狭義「（土地所有者が、脅迫やマインドコントロールによらず（統一教会救済法案を参考）、重要事項の説明を一定の条件下（宅建業法参照）で受け、合意した特定盛土」と規定・明記することであろう。

今般の政令は、数量基準についての内容がメインのように見受

けられる。特定盛土の態様・定義につき、さらに詳らかにし、重ねていうが、この法案における「危険」を、狭義「(土地所有者が、脅迫やマインドコントロールによらず(統一教会救済法案を参考)、重要事項の説明を一定の条件下(宅建業法参照)で受け、合意した特定盛土」と、明確に規定・明記してほしい。この点、続く省令にも期待している。

さて、翻って、原因行為者(盛土業者)と土地所有者の責任のウエイトについては、県知事裁定となっている。果たして、「まともな」判断・運用が出来るのか?

この試金石となったのが、通常の1か月分の降雨量の1.4倍が半日で降ったという、静岡市を直撃した本年9月の台風(異常降雨)である。

県知事と市長の不仲による自衛隊要請の遅れ・長期にわたる清水区の断水は、連日全国に放映されたので記憶に新しいが、都市部だけではなく山間部も林道崩落など被災しており、(軽微な崩落等は除いた)災害査定箇所だけで300箇所にのぼる。いまだに静岡では災害復旧は続いているが、「気候危機」は、ロシアン・ルーレットのような側面があり、次はどこに行くかわからない。

被災した基幹林道(1工区:片側40箇所)は10年降雨確率で設計していたが、公道全般は、平均的には7年降雨確率、とも聞く。

林地開発(開発行為)は、100年降雨確率まで計算し、(裸地面積はマニング係数で、表層水流量変化を算出して)安全施設を設置している。

気候変動の前提条件が変わったのだから、ピンポイントでも、予防治山なり、レジリエンス強化に、設計基準を見直し、対策を講ずべきであろう。

また、これ以上の山地荒廃が進むと、裾野の農地、川、海も荒

| | | |
|----|--|--|
| | <p>れて気候危機の影響も益々甚大になるかもしれない。</p> <p>盛土法案は「魔法の杖」ではないので、物理的な施策をどうするか、静岡の例は格好のサンプルとして、改善に役立てていただきたい。</p> <p>林道法面などは、この政令の2m高どころか5, 30mといったものも珍しくはないので、設計基準見直しや対策など、オフシーズンのうちに是非総合的に進めていただきたいと思います。</p> | |
| 37 | <p>2. (1) ⑤vについて、鉱山保安法、鉱業法、採石法、砂利採取法、これらの工事の場所、工事の方法で災害の発生の危険性は同一でない、これらを一括りにして同等以上と判断するのは無理がある。災害の怖れがないとみられる条件を具体的に示すべきである。</p> | <p>2. (1) ⑤に掲げる工事については、当該工事の実施について、個別法上、許認可制等で担保されているとともに、当該工事の実施に当たって従うべき一定の基準や行為制限が設けられていることから適用除外の対象としているところです。</p> |
| 38 | <p>2. (1) ⑩vについて、雨水その他の地表水により堆積した土石の崩壊の怖れがあるときは、雨水その他の地表水を排除することができるよう、地盤面に側溝を設置することその他の必要な措置を講ずること</p> <p>土石の堆積の容量が小さければ防水シートで覆うことで堆積した土石が雨水の影響が少なく崩壊の怖れがなくなることから、このような措置は、その他の必要な措置で、側溝を設置しても転圧をしていない堆積した土石には雨水で堆積した土石は崩壊する。側溝の設置よりは、雨水等が堆積した土石に浸透しない措置を優先となるよう記述すべきである。</p> | <p>必要な措置の内容については、運用において示す予定です。</p> |